

## 休講(荒天時)について

神奈川県 横浜・川崎市において			措置
午前7時の時点で	1. 暴風警報と大雨警報の両方 2. 暴風警報と洪水警報の両方 3. 暴風雪警報 4. 大雪警報 1～4のいずれかが	a. 発令中の場合 (交通機関の不通如何にかかわらず)	1・2時限休講
		b. 解除の場合 ※交通機関不通時は注意	通常授業(9:00～)
午前10時の時点で	1. 暴風警報と大雨警報の両方 2. 暴風警報と洪水警報の両方 3. 暴風雪警報 4. 大雪警報 1～4のいずれかが	a. 発令中の場合 (交通機関の不通如何にかかわらず)	全日休講
		b. 解除の場合 ※交通機関不通時は注意	3時限より授業

### ■交通機関の不通を伴う場合の措置

小田急小田原線・江ノ島線において不通区間がある場合は、それぞれ a. 項の発令中の措置と同様とします。(不通には、特急列車の運休は含まれません。多摩線区間は含まれません。)

### ■授業開始以降に警報が発令された場合

学生の安全および交通事情を勘案し、状況に応じて授業等を打ち切り、帰宅または避難を指示します。神奈川県には「警報」が発令されていない時でも、学生の居住している地域において「警報」が発令されている場合また上記区間以外でも交通機関に不通があり、登校が困難な場合は、各自、安全確保を第一に対処してください。

### ■交通機関に大きな乱れが生じた場合

通常に授業を行います。登校が困難な場合は鉄道会社等が発行する、遅延証明などを取っておいてください。状況に応じて対処をいたします。

小田急小田原線・江ノ島線に、復旧の目処が立たない不通が生じた場合は休講とすることがあります。

### ■首都圏直下型地震の警戒宣言

警戒宣言が発令の場合は、発令と同時に授業を打ちきり、帰宅を指示します。

翌日より宣言解除まで休講とします。